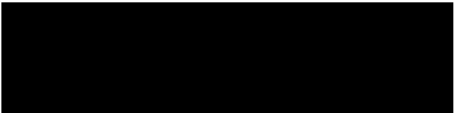


損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定める。

1. 損害賠償の理由	令和元年 7 月 24 日午後 1 時頃、相手方が下呂市萩原町四美地内の市道四美中央線を走行中、横断側溝のグレーチングが跳ね上がり相手方車両を損傷させた。 市は、この事故の過失の全部を認め、車両購入費相当額 380,000 円、代車費用 172,800 円、合計 552,800 円を賠償する。		
2. 損害賠償額（市の過失割合）	552,800 円（100 分の 100）		
	内	保 険 金	552,800 円
	訳	一般財源	0 円
3. 損害賠償の相手方			

令和元年 9 月 30 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。